

2023 年 8 月 9 日
一般社団法人日本少額短期保険協会

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

少額短期保険業者では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

なお、保険金や保険料等のお取扱いの詳細につきましては、ご契約されている少額短期保険業者により異なります。

詳しくはご契約されている少額短期保険業者にお問い合わせください。

少額短期保険業者各社のお問い合わせ照会窓口は、下記URLよりご確認ください。

http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult_list.html

＜生命保険型商品の場合＞

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

＜損害保険型商品の場合＞

1. 継続契約の締結手続きの猶予

お客様のお申し出により、現在ご契約いただいている保険契約のご継続にかかる手続きについて、ご契約の満了日に応じて一定期間、猶予いたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
7 月 12 日	【石川県】 河北郡津幡町 (かほくぐんつばたまち)	災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 1 号適用
7 月 14 日	【青森県】 西津軽郡深浦町 (にしつがるぐんふかうらまち) 【秋田県】 秋田市 (あきたし) 能代市 (のしろし) 男鹿市 (おがし) 潟上市 (かたがみし) 大仙市 (だいせんし) 北秋田市 (きたあきたし) 仙北市 (せんぼくし)	令和 5 年 7 月 7 日からの大雨により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、 又は受けるおそれが生じており、継続的 に救助を必要としている。 (災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用)

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
	北秋田郡上小阿仁村 (きたあきたぐんかみこゑにむら)	
7月14日	山本郡藤里町 (やまもとぐんふじさとまち) 山本郡三種町 (やまもとぐんみたねちょう) 山本郡八峰町 (やまもとぐんはっぽうちょう) 南秋田郡五城目町 (みなみあきたぐんごじょうめまち) 南秋田郡八郎潟町 (みなみあきたぐんはちろうがたまち) 南秋田郡井川町 (みなみあきたぐんいかわまち) 南秋田郡大潟村 (みなみあきたぐんおおがたむら)	令和5年7月7日からの大雨により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、 又は受けるおそれが生じており、継続的 に救助を必要としている。 (災害救助法施行令第1条第1項第4号適用)
7月12日	【富山県】 富山市(とやまし) 高岡市(たかおかし) 小矢部市(おやべし) 南砺市(なんとし)	令和5年7月7日からの大雨により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、 又は受けるおそれが生じており、継続的 に救助を必要としている。 (災害救助法施行令第1条第1項第4号適用)
7月8日	【島根県】 出雲市(いずもし) 【佐賀県】 佐賀市(さがし) 唐津市(からつし) 伊万里市(いまりし) 【大分県】 中津市(なかつし) 日田市(ひたし) 【福岡県】 久留米市(くるめし) 八女市(やめし) 筑後市(ちくごし) うきは市(うきはし) 朝倉市(あさくらし) 那珂川市(なかがわし) 朝倉郡筑前町 (あさくらぐんちくぜんまち) 朝倉郡東峰村 (あさくらぐんとうほうむら) 八女郡広川町 (やめぐんひろかわまち) 田川郡添田町 (たがわぐんそえだまち)	令和5年7月7日からの大雨により、 多数の者が生命又は身体に危害を受け、 又は受けるおそれが生じており、継続的 に救助を必要としている。 (災害救助法施行令第1条第1項第4号適用)